

●住宅改修費の支給までの流れ

償還払い方式

利用者が一度、費用の全額を支払い、その後に申請をして9割(または8割、7割)分の給付を受ける方法です。

※負担割合が1割の場合



●住宅改修費支給申請方法

⚠ 支給を受けるためには事前申請が必要です

1 事前申請

必要書類をそろえて、市に申請してください。

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 工事費見積書及び施工業者選定理由書
- ④ 住宅改修箇所見取図
- ⑤ 住宅改修施行前の写真(日付入り)
- ⑥ 住宅の所有者の承諾書(必要な場合のみ)
- ⑦ 委任状(必要な場合のみ)

2 訪問調査

市の職員がご自宅へ訪問し、提出された書類を参考に、工事箇所の確認をします。(工事内容により、書類確認のみの場合や、工事後の訪問調査のみの場合があります。)

3 工事の承認

住宅改修事前確認書を送付します。
通知された後に着工してください。

4 事後申請

工事が完了したら、必要書類をそろえて市に申請してください。

- ① 住宅改修事前確認書
- ② 工事費内訳書(請求明細書)
- ③ 住宅改修に要した費用に係る領収証原本
- ④ 住宅改修施行後の写真(日付入り)

5 住宅改修費の支給

市から支給決定通知が届き、指定の口座へ住宅改修費が振り込まれます。